○農林水産省告示第六百八十五号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和七年五月八日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一～五　（略）	一～五　（略）
六　秋冬さといも	六　秋冬さといも
野菜指定産地名	野菜指定産地名
区域	区域
（略）	（略）
（削る。）	岐阜県各務原市
（略）	（略）
七　（略）	七　（略）
八　夏だいこん	八　夏だいこん
野菜指定産地名	野菜指定産地名
区域	区域
（略）	（略）
（削る。）	北海道網走市
（略）	（略）
大樹	北海道広尾郡
北海道広尾郡大樹町	大樹
（略）	（略）
九　秋冬だいこん	九　秋冬だいこん
野菜指定産地名	野菜指定産地名
区域	区域
（略）	（略）
（削る。）	宇陀桜井
（削る。）	奈良県桜井市、宇陀市及び宇陀郡御杖村
（略）	（略）

（削る。）	（削る。）
（略）	（略）
十　（略）	
十一　夏秋トマト	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
静内	北海道日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
十二　冬春トマト	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
静内	北海道日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）
長生	千葉県茂原市並びに長生郡一宮町、長生村及び白子町
（略）	（略）
十三　夏秋なす	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

大津	熊本県菊池郡大津町
（略）	（略）
十　（略）	
十一　夏秋トマト	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
静内	北海道新冠郡及び日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
十二　冬春トマト	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
静内	北海道新冠郡及び日高郡新ひだか町のうち旧静内町の区域
（略）	（略）
境	茨城県猿島郡境町
（略）	（略）
長生	千葉県茂原市並びに長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町及び長柄町
（略）	（略）
十三　夏秋なす	
野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
新潟市北	新潟県新潟市北区
（略）	（略）